

◎新潟県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名木山浦川原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市浦川原区小谷島字沢田326番1から 同市浦川原区小谷島字万場27番1まで	新	5.8～20.4メートル	648.9メートル
	旧	(A) 3.4～19.2メートル	647.3メートル
		(B) 3.4～19.2メートル	647.7メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。